

県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱
(非住宅建築物設計支援)

(趣旨)

第1 一般社団法人島根県木材協会（以下「木材協会」という。）が実施する県産木材建築利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年5月31日付け島根県規則第32号。）、県産木材利用促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月25日付け林第1149号）、県産木材利用促進事業実施要領（令和2年3月25日付け林第1182号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の目的等)

第2 補助金の目的、補助金交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

1 補助金交付の目的

非住宅建築物の設計において、県産木材の利用促進を通じて、地域の雇用創出や地場産業の振興に資することを目的とする。

2 補助金交付の対象者と補助条件

(1) 補助金交付の対象者

民間非住宅建築物を設計・監理する「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領（令和2年3月25日付け林第1148号。以下「認定制度実施要領」という。）第2で定める「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）、または認定建築士となることが確実な者で、過去に当補助事業に採択されたことがない者とする。ただし、補助金の交付については、認定制度実施要領第4で定める「しまねの木」活用建築士・工務店認定講習会を受講し、認定建築士として認定された後とする。もしくは、当該認定建築士が所属する事業所とする。

(2) 補助条件

- ①内装材等人目にふれる箇所に積極的に県産木材を使用した県産木材利用のモデル的事例となるもの
- ②設計・監理の契約者であるもの。
- ③建築に使用する木材には、県産木材を木材総使用量の60%以上使用するもの。
- ④鉄筋コンクリートや鉄骨造などとの混構造については、主な構造が木造による部分について、県産木材使用割合が60%以上であるもの。
- ⑤複数の設計事務所による共同設計もしくは共同事業体（JV）により施工された非住宅建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士または認定建築士になることが確実な者が一人以上在籍し、当民間建築物の設計・監理を担当しているもの。
- ⑥建築物の工事に未着手であるもの。
- ⑦構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施するもの。
- ⑧補助事業の申請に当たり施主の了解が得られており、写真等の県への提供およびその公表に協力するもの。
- ⑨施工にあたっては、県産木材を用いた建築であることが分かるよう表示するもの。
- ⑩別に定める審査会で補助対象として適当と認められたもの。

3 補助対象経費及び補助金の額

別表のとおり。

(補助金の申込)

第3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、申込期日までに補助金申込書（以下「申込書」という。様式1）に関係書類を揃えて木材協会に申し込むものとする。

関 係 書 類	申込期日
民間非住宅建築物設計支援 (1) 位置図、仕上概要表、平面図、立面図の写し (2) 工事費内訳概算書等事業費が確認できるもの（A4 1枚程度） (3) 木材利用に関する特記事項（様式適宜） ①応募建築物の設計の考え方と木材利用に関する設計上の工夫・技術的事項 ②応募される事業所の木材利用に関する取組方針 ③使用する県産木材の調達計画 ④応募建築物の利用形態及び利用者数 (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ） (5) （認定建築士でない場合）「しまねの木」活用建築士認定申請確認書（様式1-2）	着工前までとする。

2 木材協会は、前項の申込書を受理したときは、木材協会は審査会により採択の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

(事業内容の変更協議)

第4 事業申込者は事業採択を受けた案件の申込内容に変更が見込まれる場合は、事業変更協議書（様式2）により、速やかに木材協会に協議するものとする。

2 木材協会は事業採択時の審査要件を踏まえ審査のうえ、改めて採択の可否を通知するものとする。

(補助金の繰越申請)

第5 申込者が補助金の繰越を申請する場合は、繰越承認申請書（様式3）により、2月末日までに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の利用辞退)

第6 申込者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届（様式4）により、速やかに木材協会に届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第7 第3の2項により採択通知を受理した申込者は、木工事完了後速やかに補助金交付申請書（様式5）に関係書類を添えて、木材協会に提出するものとする。

補助金交付申請書の受付期限は別に定める日とする。

2 前項に掲げる関係書類は次の各号に該当するものをいう。

- (1) 最終の仕上概要表、平面図、立面図の写し（申込書と内容が異なる場合は添付のこと）
- (2) 最終事業費（木工事費については内訳含む）が確認できる工事契約書又は見積書の写し
- (3) 県産木材使用証明書（様式6）
- (4) 「しまねの木認証要領」第8の5に基づく「しまねの木認証書」の写し
- (5) 写真（屋根工事完了時及び木工事完了時の全景、構造材の状況が確認できるもの各階1～2枚、造作材・外構などに木材を使用した場合は、当該部材の施工状況写真1～2枚程度）
- (6) 島根県産木材を用いた建築であることの表示や広報活動等に関する資料（HP画面、チラシ等）または写真（看板、のぼり等）1～2枚

(補助金の支払い)

第8 木材協会は、申請書を受理したときは申請内容を審査するとともに、検査員を指名して検査を行わせるものとする。

2 検査員は現地等において申請内容等を確認し、木材協会にその状況を報告するものとする。

3 木材協会は、状況報告等に基づき適正と認めたときは、申請者へ交付決定を通知するとともに、

指定する口座に補助金を振り込むものとする。適正と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

なお、補助金の振り込みは、原則として一定期間の申請に応じて、申請者ごとに一括で振り込むこととする。

(県産木材使用証明書)

第8 木材協会会員は、申請者から当該住宅の建築等に製材・納材した県産木材について証明の依頼があったときは、県産木材使用証明書（様式6）を作成するものとする。

(関係者との協力・連携)

第9 木材協会は、当該事業の実施に当たり、施工業者（工務店、建築士、製材工場等）と協力・連携を図るものとする。

(その他)

第10 補助事業の実施に当たっては、申請者又は納材業者等は、当該補助事業に係る証拠書類を明らかにしておくとともに、検査等において確認を求められた場合は、速やかに提出できるよう整備・保管しておくものとする。

なお、当該証拠書類は、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間は保管しなければならない。

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助対象	補助区分	基本要件	補助金の額及び限度額	
			補助上限額	補助金額
認定建築士または認定建築士となる事業に採択される非住宅建築物 を補助する者	内装材等に積極的に県産木材を使用した 県産木材利用のモデル的事例となるもの 県産木材を木材総使用量の60%以上使用 するもの	非住宅建築物の設計・監理に要する 経費	1棟当たり100万円 を上限とする	木工事費の8.75%以内 ただし千円未満切り捨て